

平成31年度 鹿屋市社会福祉協議会事業計画

基本方針

我が国においては、人口減少・急速な少子高齢化や核家族化の進行、地域住民のつながりや支え合う機能までが希薄化している中、育児、介護、障害、貧困等が複合化した課題を抱える世帯や経済的困窮、社会的孤立といった生活課題の根源的な要因により深刻化しております。これらの課題に対しどのように支援していくかが大きな課題となっています。このような現状を踏まえ、国では誰もが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域とともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の構築が求められております。

このような改革が進められるなか、地域福祉の推進組織である鹿屋市社会福祉協議会の役割はより一層重要なものとなっております。平成27年度に策定した「鹿屋市社会福祉協議会発展・強化計画」及び平成28年度に策定した「第2期鹿屋市地域福祉活動計画」に基づき、「市民誰もが安心して暮らせる健康でぬくもりに満ちた福祉コミュニティの創造」の実現に向けて、地域住民をはじめ行政や関係機関・団体等と更に連携を深め、地域福祉活動の推進に努めてまいります。特に昨年度からの新規事業として地域力強化推進事業（住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくり）を実施し、本年度は更に多機関協働による包括的支援体制構築事業（複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムの構築）を一体的に取り組み、地域福祉活動の基盤整備・強化を図ります。また、障がい者基幹相談支援センターでは、管理のみであったものが、全面的に管理・運営することになり、障害者福祉の向上に努めます。輝北地域においては新たな新規事業として、やすらぎの里づくり支援事業と第2期目となる輝北ふれあいセンター事業を一体的に取り組み、輝北地域における健康・生きがいづくりの拠点施設として、輝北地域の活性化を図ります。

一方経営面では、介護報酬等の見直しにより、やや収益が持ち直しつつありますが、依然として厳しい状況が続いているため、介護保険等事業の運営体制の見直しや法人運営の在り方、既存事業の見直しなど検討し、本会の事業・組織・財政等の基盤強化に努めて参ります。

本年度は、地域福祉の中核的な推進団体としての使命と自覚を改めて認識し、役職員等が一丸となって地域福祉の向上を図るため、次の重点項目を掲げて事業を推進してまいります。

重点目標

- 1 社会福祉協議会の事業・組織・財政の基盤強化
- 2 地域福祉活動の推進（地域力強化推進事業・多機関協働による包括的支援体制構築事業の推進）
- 3 権利擁護推進センターの円滑な運営と高齢者等の権利擁護の推進
- 4 広報啓発活動等の充実
- 5 指定管理施設「市民交流センター福祉プラザ、輝北ふれあいセンター」の適正な管理運営
- 6 在宅福祉サービス事業の充実と効率的な運営
- 7 障がい者基幹相談支援センターの充実

事業実施計画

総務課 所管

1 会務の運営並びに連絡・協調

(1) 役員会等を開催し、本会の円滑な運営と事業の推進を図る。

- ① 正副会長会 5月・11月・3月
- ② 理事会 5月・6月・11月・3月
- ③ 評議員会 6月・11月・3月
- ④ 監事会 5月

(2) 適正かつ効率的な組織運営に努める。

- ① 定款・規程等の適正な管理
- ② 既存の事務事業の見直し
 - ア 事務事業検証作業の実施
 - イ 予算ヒアリングの実施
- ③ 事業・組織・財務等の基盤強化
 - ア 社協発展・強化計画の円滑な実施及び各課・支所との調整
 - イ 組織・事業推進体制の見直し
 - ウ 財務体質の改善
- ④ 職員人事と処遇管理
 - ア 適正かつ効果的・効率的な人員配置
 - イ 労務管理・給与・福利厚生等業務の効率化
- ⑤ 財務会計等の運営・管理
 - ア 社会福祉法人新会計基準に基づく適正な会計処理
 - イ 財産の適正な管理（基本財産，固定資産物品，基金等）
 - ウ 内部会計監査の実施（11月）
- ⑥ 個人情報，特定個人情報等の適正な管理及び取扱い
- ⑦ 職員の健康管理
 - ア 衛生委員会（毎月）の開催
 - イ 職員定期健康診断，産業医による職場巡視及び健康指導の実施等
 - ウ ストレスチェックの実施
- ⑧ 法人全般の庶務

(3) 関係機関・団体等との連絡・協調を図る。

- ① 行政との連絡・協調
- ② 住民自治組織との連絡・協調
- ③ 関係諸機関及び団体，社会福祉法人等との連絡・協調
- ④ 県社協，九社連，全社協との連携

2 会員制度の周知と加入促進

社協会員制度に基づき，市民や福祉関係団体・企業・事業所等への周知を図り，社協活動への理解と加入促進を推進する。

- (1) 個別訪問による周知
- (2) ダイレクトメールによる周知
- (3) 社協だよりによる周知等

3 広報啓発活動の推進

社協活動について理解と関心を深めていただくため、広報啓発活動を積極的に推進する。

- (1) 社協だよりの発行（4月・7月・10月・1月，年4回町内会全戸配布）
- (2) 社協ホームページへの掲載（随時）
- (3) 社協のしおりの配布（随時）
- (4) フェイスブック等を活用した情報提供（随時）
- (5) 社協事業紹介用パネルの展示（市役所，各種イベント等）
- (6) その他，各種会合・研修会等での社協活動の広報

4 社会福祉功労者の表彰

永年にわたり，市内の社会福祉事業に従事し，功労のあったもの及び社会福祉活動に協力，援助し功績のあったものに対して表彰を実施する。

5 指定管理施設の適正な管理・運営

- (1) 鹿屋市市民交流センター（福祉プラザ）の管理運営

高齢者や障がい者をはじめ，すべての市民が健康でいきいきと自立した生活を営み，社会参加活動を行うとともに，誰もが気軽に交流を深めることができる地域福祉活動の拠点施設として，サービスの向上と運営の効率化に留意し，施設利用者との協力関係の構築を図り，適切な管理運営に努める。

① 福祉プラザの管理運営等

- ア 福祉プラザの管理運営及び利用促進
- イ 福祉プラザ利用団体の登録管理（随時）
- ウ 福祉プラザ利用登録団体連絡会の開催（年1回）

② 福祉プラザの周知に関する情報の提供

- ア 福祉プラザ通信の発行（毎月1回，町内会回覧及び各公共施設等へ配布）
- イ 福祉プラザ案内リーフレットの配布（随時）
- ウ 社協ホームページや社協だより等を活用した情報提供

③ 福祉や施設利用に関する調査

- ア アンケート調査箱の設置及び満足度調査の実施

④ 高齢者の健康増進

- ア 高齢者入浴サービスの実施

- (2) 鹿屋市輝北ふれあいセンターの管理運営

社会福祉等の増進，地域間の交流等を図るための拠点施設として，適切な管理運営に努める。

① 輝北ふれあいセンターの管理運営等

- ア 輝北ふれあいセンターの管理運営及び利用促進

② 輝北ふれあいセンターの周知に関する情報の提供

- ア 輝北ふれあいセンターだよりの発行（年2回以上，輝北地域全戸配布及び各公共施設等へ配布）
- イ 輝北ふれあいセンター案内リーフレットの配布（随時）
- ウ 社協ホームページや社協だより等による情報の提供

- ③ 施設利用に関する調査
 - ア 利用者アンケート調査の実施
- ④ 市民の健康増進
 - ア 温泉入浴サービスの実施
- ⑤ イベントの実施
 - ア 輝北福祉ふれあいフェスタの開催（年1回）
 - イ グラウンドゴルフ大会の開催（年2回）
- ⑥ 施設利用や地域の活性化
 - ア 関係機関及び団体と連携，提携した地元農産物等の販売
 - イ 地元農産物等を使用した軽食の提供

6 役職員等の研修

役職員等の更なる資質向上を図るため，研修会，大会等に積極的に参加するとともに，職員等を対象にした研修を実施する。

- (1) 県社協等が主催する研修会や大会等への参加
- (2) 役職員研修会の実施や職員内部研修会の実施

7 人材の育成

福祉職としての専門性を高めるため，社会福祉士，介護福祉士，介護支援専門員等の資格取得を職員に勧奨するなどして人材の育成に努める。また，社会福祉の専門家や看護師等を目指す学生等へ実習の場を提供する。

8 地域における公益的な取り組み及び実施【新規】

社会福祉法人としての地域における公益的な取り組みの一環として，市民の福祉向上等を目的に各種講座を実施する。

- (1) 各種講座の開催

9 その他

- (1) 遺贈に関する調査研究
- (2) 鹿屋市民生委員児童委員協議会の事務局業務の受託

地域福祉課 所管

1 地域福祉活動の推進

- (1) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業
(我が事・丸ごと地域づくり推進事業)

すべての人々が共に助け合い，生きがいをもって暮らし，地域を共に作っていく「地域共生社会」の実現を目指して，地域生活課題を「我が事」として捉える地域づくりや複合的な課題を受け止める包括的な相談支援体制を構築します。

- ① 地域力強化推進事業
 - ア 地域福祉コーディネーターの配置
 - イ 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる環境整備
 - (ア) 町内会区域ごとに「地域福祉協議会」を整備
 - (イ) 地域住民等が相互に交流を図る拠点の整備
 - (ウ) 地域住民等に対する研修の実施

- ウ 住民に身近な圏域で地域生活課題を包括的に受け止める体制の整備
 - (ア) 地域住民の相談を受けとめる場の整備
 - (イ) 地域住民の相談を受けとめる場の周知
 - (ウ) 地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
 - (エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築
- エ 支え合いマップづくりによる地域ニーズの把握
- ② 多機関協働による包括的支援体制構築事業【新規】
 - ア 相談支援包括化推進員の配置
 - イ 複合的課題を抱える相談者の支援
 - ウ 相談支援包括化ネットワークの構築
 - エ 相談支援包括化推進会議の開催
 - オ 担当者会議(個別事例会議)の開催
 - カ 自主財源確保のための取り組みの推進
 - キ 新たな社会資源(生活支援サービス事業等)の創出
- (2) ふれあいネットワークづくり事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように地域の中で支援が必要な方を見守る体制を構築するとともに継続的に活動できるよう支援を行います。

 - ① 高齢者等の見守隊の設立, 活動支援
 - ② 近隣福祉ネットワーク活動の支援 (輝北)
 - ③ 連絡会等の開催
- (3) ふれあい・いきいきサロン事業

住み慣れた地域に気軽に集える場所を作ることで、生きがいがづくりや仲間づくりを行います。

 - ① 高齢者サロンの推進
 - ② 交流会・研修会を通じた支援
 - ③ サロン助成金を通じた支援
 - ④ レクリエーション用具の貸し出し
 - ⑤ 広報・啓発
- (4) ドライブサロン事業

自ら交通手段を有しない高齢者等に対し、買い物等の生活支援や、生きがいがづくりを行うための交通手段を社会福祉法人と連携して提供します。また、社会福祉法人の地域貢献活動の推進について支援します。

 - ① 生活支援型ドライブサロン事業の推進
 - ② 生きがいがづくり型ドライブサロン事業の推進

2 生活支援・介護予防体制の充実・強化

- (1) やすらぎの里づくり支援事業【新規】

輝北ふれあいセンターを拠点施設に様々な取り組みや活動を展開することにより、生きがいがづくりや健康維持, 生活の質の向上に努めます。

 - ① 生きがいがづくりの支援
 - ア 温泉を活用した住民の集いの場づくり
 - イ 小学生等を対象とした長期休暇の学習支援
 - ウ 住民のニーズに応じた趣味講座等の開催

② 健康づくりの支援

- ア 男性を対象とした料理教室や食生活講演会の開催
- イ 輝北地域の歯科医の協力による検診の実施
- ウ 温泉の利用促進と健康づくりに資する温泉入浴講座の開催

③ 生活基盤づくりの支援

- ア 生鮮食料品や日用品等の買い物支援
- イ 行政機関及び金融機関等の送迎支援
- ウ 鹿屋市通所付添サポート事業（サロン等の通いの場へ送迎支援）の実施

(2) 介護予防活動支援教室事業

吾平・輝北・串良地域の高齢者サロン等のリーダーに対し、スクエアステップ運動等を用いた講習を実施します。講習終了後は、各高齢者サロン等でスクエアステップ運動等を取り入れ、身体機能の維持向上や介護予防につながるよう支援します。

- ① ひらめき運動スクエアステップの実施

(3) 福祉機器貸出事業

- ① 車いすの貸出

3 総合相談事業の実施

市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言及び援助を行い、相談解決の糸口が見いだせるよう心配ごと相談（総合相談）を実施します。

(1) 心配ごと相談事業（一般相談）

（毎週月～金曜日〔祝日・年末年始は休み〕、午前9時～正午）

(2) 専門相談事業

- ① 税務・経営相談（毎月第1金曜日、午前9時～正午）
- ② 法律相談（毎月第2金曜日、午後1時～午後4時）
- ③ 財産・登記相談（毎月第2・3・4金曜日、午前9時～正午）
- ④ 終活相談（毎月第4木曜日、午前9時～正午）【新規】

4 福祉教育やボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンター事業

他人や地域を思いやる「福祉の心」の醸成を図り、福祉に対する理解と関心を深め、ボランティア活動の推進やその環境づくりに努めます。

① 福祉教育の推進

- ア 福祉イベント（ボランティアフェスティバル等）の開催
- イ 福祉・ボランティア作文コンクールの実施
- ウ ボランティア活動推進校における福祉教育の支援
- エ 福祉体験出前講座の開催（地域・学校・企業関係）
- オ 福祉体験教材等の貸出（高齢者疑似体験セット、白杖、車いす等）
- カ 児童・生徒のふれあいボランティア活動事業の実施

② ボランティアの育成

- ア 小学生高学年を対象とした研修会の開催
- イ サマーボランティア体験学習の開催（中・高校生等）
- ウ ボランティア養成講座の開催

③ ボランティアセンター機能の充実

- ア ボランティアセンター運営委員会の開催

- イ ボランティア活動に関する情報の収集及び提供
- ウ ボランティアニーズの把握やボランティアの掘り起こし
- エ ボランティアの需給調整
- オ ボランティアバンクの整備
- カ ボランティアの活動支援（ボランティア活動保険加入手続き等）
- キ かのやボランティアフェスティバル等を通じたボランティアの啓発

④ 災害時におけるボランティア活動の推進

- ア 県・市総合防災訓練等に参加（災害ボランティアセンター設置・運用訓練）
- イ 災害ボランティア養成講座の開催
- ウ 関係機関・団体と連携し、災害ネットワークづくりの推進
- エ 市外における災害ボランティアセンター設置・運営に協力

(2) 高齢者元気度アップ・ポイント事業

65歳以上の高齢者が、健康づくりや介護施設等におけるボランティア活動を行うことにより、地域貢献と社会参加を図るとともに、介護予防を推進します。

- ① 高齢者元気度アップ・ポイント事業の周知及び登録
- ② 高齢者元気度アップ・ポイント事業研修会の開催
- ③ 高齢者元気度アップ・ポイント事業手帳の交付
- ④ 高齢者元気度アップ・ポイント事業評価ポイントの付与・管理・転換交付金等の交付
- ⑤ 高齢者元気度アップ・ポイント事業フォローアップ研修会の開催（年1回）
- ⑥ ふれあい・いきいきサロン活動への助成

(3) 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業

65歳以上の高齢者を含む団体のボランティア活動に対し、ポイントを付与して活動を活性化し、高齢者を地域全体で支えるよう取り組みます。

- ① 元気度アップ事業の周知及び登録
- ② 元気度アップ事業評価ポイントの付与・管理・転換交付金等の交付
- ③ 元気度アップ事業研修会の開催（年1回）

5 地域福祉活動計画の進行管理及び評価

(1) 地域福祉活動計画の進行管理

鹿屋市地域福祉活動計画に掲げた内容が、計画どおりに実行されるよう適切な進行管理に努めます。

- ① 適切な進行管理
- ② その他連絡調整業務

(2) 地域福祉活動計画の評価

鹿屋市地域福祉活動計画に掲げた内容の進捗状況等について、外部の委員等により評価を受けることで計画の有効性を担保します。

- ① 評価に関する委員会の開催
- ② その他連絡調整業務

6 災害救援活動

(1) 災害支援事業

火災や風水害等による被災者に対して、社協、共同募金、日赤から救援物資や金品等を贈ります。

(2) 被災地への職員派遣

大規模災害等により、被災地で災害ボランティアセンターが開設された際、災害ボランティアセンターの運営を支援するため、災害時相互応援協定等に基づき、職員派遣を行います。

7 障がい者の社会参加と自立支援の促進

(1) 障害者社会参加促進事業

障がい者の社会参加を促進する事業を実施し、障がい者の社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を図ります。

- ① 手話奉仕員養成講習会の開催
- ② 点訳奉仕員養成講習会の開催
- ③ 音声訳奉仕員養成講習会の開催
- ④ 要約筆記奉仕員養成講習会の開催
- ⑤ 点字・声の広報発行事業の実施

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚障害者等が、円滑な意思疎通を図れるよう手話奉仕員等を派遣します。

- ① 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣
- ② 手話奉仕員専門研修会の開催（年1回）

(3) 福祉機器リサイクル事業の実施

車いすやベッドなど不用になった福祉機器を市民から無償で譲り受け、必要な方に無料で提供します。

8 子育て支援事業の推進

(1) 鹿屋市ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の保護者等が地域で安心して子育てができるよう子育て機能の充実を図ります。

- ① アドバイザーの配置
- ② 会員の掘り起こし及び利用促進、会員間の調整
- ③ 新規登録会員への講習会の開催（年3回及び利用会員については随時登録）
- ④ 会員のフォローアップ講習会の開催（年1回）
- ⑤ 全体交流会の開催（年1回）
- ⑥ 会報の発行（年2回）

(2) つどいの広場“りな”事業

乳幼児をもつ親とその子どもが気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互の親睦交流と保育士による育児相談を行います。また、子育て関連のイベントや講習会を開催します。

- ① 子育てアドバイザーの配置
- ② つどいの広場“りな”の開設（子育て親子の交流、つどいの場の提供）
- ③ 子育て支援講習会の開催（月1回）
- ④ 子育てイベントの開催（2ヶ月に1回程度）
- ⑤ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ⑥ りなっこだより〔“りな”に関する情報の提供〕の発行（月1回）

(3) 子育てに役立つ情報の収集及び提供

9 広報啓発活動等の充実

(1) 福祉情報配信サービス事業

地域福祉・ボランティア，子育て支援，医療・当番医，防犯・防災等の様々な情報をメールで配信します。

10 低所得世帯等の福祉の増進

(1) 生活福祉資金貸付事業

低所得者，障がい者，高齢者の世帯に対し，資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより，世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ります。

- ① 生活福祉資金の相談，助言，貸付，償還指導
- ② 生活困窮者自立支援事業実施機関との連携

(2) 小口資金貸付事業

鹿屋市の住民で緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった世帯に対し，資金の貸付を行います。

- ① 小口資金の相談，助言，貸付，償還指導
- ② 償還促進月間の実施

(3) 生活困窮者食料支援事業の実施

生活に困窮し，食料に困っている世帯に対し食料支援を行うことにより，危機的状況を回避します。

- ① 生活困窮世帯への当会備蓄食料品の提供
- ② 「生活困窮者への食料支援に関する協定」締結先との連携
 - ア 協定締結先から食料品の提供
 - イ 「生活困窮者への食料支援に関する協定」締結先の拡充

(4) 法外援護事業の実施

小口資金貸付など他方他施策により対応できない一時的な生活困窮者に対し，人道的な観点から緊急に現金を給付することで危機的状況を回避します。

(5) かごしまおもいやりネットワーク事業

社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」として，福祉課題や生活課題を抱える地域住民等を対象に，経済的支援，相談支援，継続的な見守り等を実施します。

- ① 各関係機関との連携
- ② 世帯に対する相談支援
- ③ 世帯に対する物的支援の実施
- ④ 支援実施後の見守り

11 各種イベントの開催

- (1) 鹿屋市ふれあい福祉まつり 2019（仮称）の開催
- (2) 各支所（吾平・輝北・串良）地域ふれあいフェスタの開催

12 共同募金・歳末たすけあい募金配分金事業

(1) 共同募金配分事業

共同募金配分金の一部を財源に助成事業等を実施することで，地域福祉活動の推進を図ります。

- ① 福祉団体助成
- ② 公募型助成
- ③ 敬老の日祝品贈呈
- ④ 児童生徒への学習支援
- ⑤ ふれあいサロン支援

- ⑥ 広報啓発活動
- (2) 歳末たすけあい配分金事業
 - 歳末たすけあい募金配分金を財源に年末年始に地域で行われる活動等に対して助成を行うとともに、年末年始を安心して暮らせるよう支援を行います。
 - ① 歳末たすけあい見舞品贈呈
 - ② 公募型助成
 - ③ 児童施設歳末見舞金贈呈
 - ④ ふれあいサロン・ふれあいネットワーク活動助成
 - ⑤ 生活困窮者支援
 - ⑥ 広報啓発活動
- (3) 各種イベントの開催
 - 共同募金の普及広報啓発を目的としたイベントを開催します。

13 福祉団体等の育成援助

- (1) 各種福祉団体等の運営支援

14 共同募金運動への協力

- (1) 共同募金への協力
- (2) 歳末たすけあい募金への協力

15 日本赤十字社会員増強運動への協力

- (1) 戸別会費募集
- (2) 職域会費募集
- (3) 協賛委員による社資募集
- (4) ダイレクトメールによる社資募集

在宅福祉サービス課 所管

1 介護サービス事業の経営（介護保険事業・障害福祉サービス事業）

介護保険法及び障害者総合支援法に基づく介護事業所として、その経営理念や方針を明文化し、職員に周知徹底を図りながら、下記のとおり、平成 31 年度の制度改正や報酬改定を踏まえ、介護サービス事業の一体的な経営に努める。

- (1) 経営の理念
 - 社協介護事業所の公益的使命を深く自覚しながら、介護を必要とする高齢者や障がい者が尊厳を持って、本人の有する能力に応じ、可能な限り住み慣れた在宅で安心して自立した日常生活を送れるよう支援する。
- (2) 経営の方針
 - ① 常に利用者本位で質の高い介護サービスの提供
 - ② 経営の実態把握と分析、情報共有、改善（経営の健全化）
 - ③ 働きやすい職場環境の整備（介護等職員の離職防止・定着）
 - ④ 階層・段階別の職員研修体系の構築（人材育成・確保）
 - ⑤ 他機関・団体等の地域福祉部門との連携強化（地域福祉の推進）
- (3) 事業の内容等

① 介護保険事業の実施（法令根拠：介護保険法）

| 事業名 | 事業内容／事業所設置場所 |
|---------------------|--|
| (ア) 訪問介護事業 | 自宅で入浴，排泄，食事等の介護及び清掃，買い物等生活援助サービスの提供／本所分室 |
| (イ) 訪問入浴介護事業 | 専用の浴槽やボイラー等設備を装備した入浴車で自宅を訪問し，入浴介護サービスの提供／本所分室 |
| (ウ) 居宅介護支援事業 | 居宅介護サービス計画書の作成等（介護予防支援及び住宅改修支援も含む）／本所分室・輝北支所 |
| (エ) 介護予防・日常生活支援総合事業 | 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの提供（要支援 1・2 の方及び市がチェックリストに基づき，事業対象者と判定された方）／本所分室 |

② 障害福祉サービス事業の実施（法令根拠：障害者総合支援法）

| 事業名 | 事業内容／事業所設置場所 |
|--------------------|---|
| (ア) 居宅介護事業 | 自宅で入浴，排泄，食事等の介護及び清掃，買い物等生活援助サービスの提供（身体・知的・精神障がい者）／本所分室 |
| (イ) 重度訪問介護事業 | 自宅で入浴，排泄，食事等の介護及び清掃，買い物等生活援助サービスの提供（重度の身体・知的・精神障がい者）／本所分室 |
| (ウ) 同行援護事業 | 移動に必要な情報の提供，移動の援護等の外出支援サービスの提供（視覚障がい者）／本所分室 |
| (エ) 移動支援事業 | 通院，買い物，習い事，散歩等外出支援サービスの提供（身体・知的・精神障がい者）／本所分室 |
| (オ) 障害者等訪問入浴サービス事業 | 専用の浴槽やボイラー設備を装備した入浴車で自宅を訪問し，入浴サービスの提供（身体障がい者（児））／本所分室 |

(4) 訪問入浴車の購入

鹿屋市の補助を受けて訪問入浴車を 2 台購入

(5) 介護等職員の研修会の実施

① 内部研修の実施

ア 事業所全体の月例研修，事業所毎の専門研修等の実施

② 外部研修の実施

ア 県社協，県ヘルパー協議会，県介護支援専門協議会等主催の研修会等に出席

イ 先進地研修会の実施

(6) 関係機関・団体との連携

① 介護保険事業における関係機関・団体との連携

ア 鹿屋市高齢福祉課介護保険係・鹿屋市地域包括支援センター

イ 市内介護保険関連事業所，医療機関

ウ その他関係機関・団体

② 障害福祉サービス事業における関係機関・団体との連携

ア 鹿屋市福祉政策課障害福祉係

イ 市内特定相談支援事業所，医療機関

ウ その他関係機関・団体

2 権利擁護推進センターの円滑な運営と高齢者等の権利擁護の推進

成年後見制度や福祉サービス利用支援事業利用者の権利擁護の推進に努める。

(1) 権利擁護推進センターの運営

- ① 成年後見制度や福祉サービス利用支援事業の相談及び情報提供
- ② 福祉サービス利用支援事業の実施
- ③ 成年後見（法人後見）の実施
- ④ 権利擁護推進センター運営委員会の開催
- ⑤ 権利擁護推進センター審査委員会の開催
- ⑥ 成年後見制度法人後見支援事業
- ⑦ 県社協や各関係機関・団体との連携

(2) 権利擁護推進センターに関する市民への広報啓発

- ① 市民後見人養成講座の開催（9月～2月開催予定）
- ② 権利擁護推進セミナーの開催

3 障がい者基幹相談支援センター事業の実施【新規】

特定相談支援事業所の指定を受け、肝属地区障がい者基幹相談支援センターの業務を行い障がい者福祉の推進に努める。

(1) 開設日時 月曜日～金曜日（8：30～17：15）

※祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く

(2) 実施内容 ① 障がい者の相談支援事業

- ② 地域の特定相談支援事業者等に対する支援
- ③ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組
- ④ 医療的ケア児の支援

(3) 実施区域 肝属地区2市4町（鹿屋市・垂水市・肝付町・東串良町・錦江町・南大隅町）

(4) その他 肝属地区障害者自立支援協議会・肝属地区障がい者基幹相談支援センター運営協議会の運営

4 社会福社会館事業の実施

当会地域福祉事業等の推進及び社会福祉団体等の福祉活動の拠点施設として、施設の利用促進を図りながら、その管理運営に努める。

(1) 開館時間 月曜日～土曜日（8：30～17：00）

※祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く

(2) 実施内容 ① 施設の管理、修繕、利用促進のための広報

② 施設内の貸室（会議室、事務室）の提供（無償又は有償）

ア 会議室 ・社会福祉を目的とする機関・団体等

イ 事務室 ・鹿児島県社協福祉人材・研修センター（鹿屋市駐在）

・おおすみ障害者就業・生活支援センター

・肝属保護区保護司会（更生保護サポートセンター）